

学校いじめ防止基本方針

徳島県立小松島西高等学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 素地の育成

教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認めお互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(2) 未然防止

「いじめはどの生徒にも起こりうる」、「生徒は被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

(3) 積極的認知

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(4) 組織的対応と毅然とした指導

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

(5) 連携・協働体制の構築

より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校・家庭・地域が、組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 指導困難加害者への対応

いじめの加害者に対して教育上必要な指導を行っているにも関わらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所など）との適切な連携が重要であることから、常に、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておく。

2 いじめ防止等の対策組織

(1) 組織の構成

管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員などで構成する。また、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、関係の深い教職員を適宜追加する。さらに、状況に応じて、心理・福祉などに関する専門的な知識を有する者の助言を得る。

「いじめ防止対策委員会」

- | | | | |
|---------------|---------|-------------------|---------|
| ・管理職（両教頭） | ・教務課長 | ・生徒指導課長 | ・特別活動課長 |
| ・教育相談研修課長 | ・人権教育課長 | ・養護教諭 | ・学科長 |
| ・学年主任 | ・（学級担任） | ・（部活動顧問） | |
| ・（スクールカウンセラー） | | ・（特別支援教育コーディネーター） | |

(2) 組織の役割

- ① 特別支援委員会（教育的支援が必要な生徒を支える校内組織）と連携し、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 生徒・保護者・教職員からの、いじめに関する相談・通報窓口となり、報告を受け取る。
- ③ いじめに関する事項を中心に、情報の収集・記録・共有を行う。
- ④ 緊急会議を開き、いじめ情報の迅速な共有、関係生徒に対する事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者の連携などを行う。

3 教育相談体制

(1) 人間関係の醸成

教職員と生徒及び保護者，さらには，生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。

(2) 教員に対する安心感や信頼感の醸成

生徒の個人情報に配慮するとともに，教職員に相談すれば，秘密の厳守はもとより，必ず自分を助けてくれるという，安心感や信頼感の醸成に努める。

(3) 相談受け入れ体制の整備

定期的な教育相談週間や相談日を設定するなど，生徒はもとより，保護者も気軽に相談できる体制を整備し，保護者からの相談を直接受け止められるようにする。

(4) 専門機関との連携

相談の内容によっては指導を継続し，必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図る。

(5) 相談窓口の広報・周知

生徒や保護者に対して，広く教育相談が利用されるよう，学校の内外を問わず多様な相談窓口について，広報・周知に努める。

4 いじめ未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を，学校教育全体を通じて，生徒一人一人に徹底する。

② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動の推進などにより，生徒の社会性を育むとともに，幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養う。

③ すべての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に参加し活躍ができる，授業展開や集団づくりを行う。

④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう，一人一人を大切にしたい分かりやすい授業を展開する。

⑤ ストレスを感じた場合，それを他人にぶつけるのではなく，運動や読書などで発散したり，誰かに相談するなど，ストレスに対し適切な対処ができる力を育む。

⑥ 学校の教育活動全体を通して，すべての生徒に，活躍の場があり他者の役に立っていると感じられる機会を提供し，自己有用感が高められるよう努める。また，困難な状況が乗り越えられる機会などを積極的に設け，自己肯定感が高められるよう努める。

⑦ ホームルーム活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ，「いじめは人権侵害であり，絶対に許されない行為である」ことを毅然と指導する。

⑧ インターネット上に「他人を誹謗・中傷する情報を発信することはいじめであり，決して許される行為ではない」ことを生徒に徹底するとともに，インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について，学校全体で取り組む。

⑨ 生徒会活動などにおいて，生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が，促進されるよう適切な指導や助言を行う。

⑩ 生徒の言葉や態度などに注意を払い，不適切な場合は指導する。

⑪ 教職員の言動が生徒を傷付けたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように，細心の注意を払う。

⑫ いじめが解決したと見られる場合でも，継続して十分な注意を払い，折に触れて必要な指導を行う。

(2) 家庭・地域社会との連携

① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し，保護者や地域住民の理解を得るよう努める。

② 家庭や地域社会と連携して，いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに，必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。

③ P T Aや地域の関係団体とともにいじめ問題について協議する機会を設け，いじめの根絶に向けて，地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

(1) 集会時などにおける働きかけ

各学期の始業式及び入学式などにおいて、すべての生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組やいじめられている生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめなどの相談ができるよう働きかける。

(2) いじめ発見のための観察ポイントの利用

「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」を使用するなど、日常的にいじめの発見に努め、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。

(3) アンケートや個別面談による状況把握

全生徒を対象とした「いじめ発見のためのアンケート調査」を定期的実施することに加え、「個別面談」などにより、生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握するが、いじめの認知については、「いじめ防止対策委員会」において組織的に判断する。

(4) 学校内外の専門家との連携

いじめの把握にあたっては、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーターなど、学校内外の専門家との連携に努める。特に、けがなどにも留意し、背景にいじめがないか確認する。

(5) 声かけと教職員間の情報交換

生徒に絶えず声かけを行い、生徒が日常使っている言葉や態度にも注意を払うとともに、気付いたことに関して、密に教職員の情報交換を行う。

(6) 欠席・遅刻などの理由確認

生徒が欠席や遅刻を繰り返したり、けがをした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡をとる。

(7) 適切な初期対応と敏速な委員会報告

いじめに関する訴えや情報があった場合は問題を軽視することなく、保護者や友人からの情報収集を通して事実関係を正確に調査するとともに、いじめを認知した場合には、速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

(8) 保護者への啓発

「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなどし、保護者にいじめ問題に対する関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① いじめの訴えや情報及び兆候などがあったときは、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。

② 「いじめ防止対策委員会」において、速やかに関係生徒から事情聴取をするなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。

③ 職員会議などを通していじめの情報を共有した上で、対応方針について全教職員の共通理解を図る。

④ いじめられた生徒、いじめた生徒に対する具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し組織的に対応するとともに、保護者に対して適切な情報提供を行い、より一層、連携・協力を図る。

(2) いじめられた生徒とその保護者に対する支援

① いじめられた生徒を、徹底して全力で守りぬく。

② いじめられた生徒が安心して教育を受けられるよう、必要な措置を講ずる。

③ 管理職を含め、複数教員による家庭訪問を行う。

④ 本人や保護者に必要な情報を、適切に提供する。

⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には、丁寧にかつ適切に対応する。

⑥ スクールカウンセラーの活用をはじめ、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

(3) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ③ 管理職を含め複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の生徒への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会などへの報告と外部専門家との連携

いじめを認知した場合は、学校長が速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラーなどの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害などの犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとる。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

7 校内研修

すべての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

8 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認められたとき、重大事態として、ただちに県教育委員会に報告し、連携して対処する。

9 取組の評価

(1) 取組の評価

いじめ問題への取組などについて、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。

(2) PDCA

PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」などを実施し、その結果を踏まえて、その期間の取組が適切に行われたか検証する。

(3) 取組内容の見直し

期待するような指標の改善が見られなかった場合などには、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しにつなげる。